

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年2月13日（平成30年（行情）諮問第87号）

答申日：平成30年6月4日（平成30年度（行情）答申第91号）

事件名：情報公開法に関連する裁判書類（特定年度に判決のあったもの）の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

平成28年度に判決のあった情報公開法に関連する裁判書類（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年9月29日付け厚生労働省発薬生0929第59号により、厚生労働大臣（以下「厚生労働大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるといものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

原処分の取消しを求める。

法5条1号、2号イ及び4号に該当しない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成29年7月31日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「裁判書類一式（開示決定等に対する不服のもの）」に係る開示請求を行った。

(2) 処分庁においては、対象行政文書を特定する情報が不足していたことから、請求者に確認を取ったところ、「平成28年度に判決のあった情報公開法に関連する裁判書類一式」に補正された。

(3) これに対して、処分庁が平成29年9月29日付け厚生労働省発薬生0929第59号により、部分開示決定（原処分）を行ったところ、請求者はこれを不服として、同年11月13日付けで本件審査請求を提起

したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、法5条1号、2号イ及び4号の規定に基づき、原処分を維持することが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象文書の特定について

本件開示請求は、「平成28年度に判決のあった情報公開法に関連する裁判書類」に関して行われたものであり、処分庁において探索を行ったところ、平成28年特定番号行政文書一部不開示決定取消請求事件において特定地方裁判所に提出された裁判書類が認められたため、これらを本件対象文書として特定した。

(2) 原処分における不開示部分と適用条項の整理

本件対象文書については、特定地方裁判所に提出された時点で「医薬部外品製造販売承認申請書」の一部について不開示処理が施されていたことから、当該不開示箇所については、本件審査請求に係る開示決定における不開示箇所ではない。このため、原処分における不開示部分と適用条項は以下のとおりである。

ア 原告（患者）の住所、氏名、印影、電話番号、郵便物等お問い合わせ番号、最寄り郵便局名・電話番号・所在地、最寄り図書館名、勤務先、診断書（検査詳細情報、顔写真）（法5条1号）

イ 医療機関の住所、名称、医師名、医師印影（法5条1号）

ウ 医薬部外品製造販売会社及び販売会社の従業員・社員氏名（法5条1号）

エ 医薬部外品製造販売承認申請書における販売名、申請者（住所、法人名及び代表者氏名、業者コード、管理番号）、担当者（住所、所属部課名、電話番号、FAX番号）、システム受付番号、製造販売業許可番号・許可年月日（法5条2号イ）

オ 医薬部外品製造販売会社及び販売会社の法人名、住所、代表者氏名、電話番号、販売名、承認情報、代理人弁護士印影、商品外観写真（法5条2号イ）

カ 原告、診断医師及び代理人弁護士の印影（法5条4号）

(3) 不開示情報該当性について

ア 法5条1号の該当性について

原告の住所、氏名、印影、電話番号、郵便物等お問い合わせ番号、最寄り郵便局名・電話番号・所在地、最寄り図書館名、勤務先及び診断書、受診医療機関の住所、名称、医師名及び印影、法人従業員・社員氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人

を識別することができることとなるものを含む。)であることから、当該情報は法5条1号の不開示情報に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

イ 法5条2号イの該当性について

法人を特定し得る医薬部外品製造販売承認申請書における販売名等の情報、医薬部外品製造販売会社及び販売会社の法人名等の情報に関しては、公にすることにより、信用や経営等に影響するなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、また、代理人弁護士の影響に関しては、公にすることにより、各種書類の作成等に悪用されるなど、当該法人の正当な利益が害されるおそれがある。

以上のことから、法5条2号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

ウ 法5条4号の該当性について

原告の影響、診断書における医師の影響及び代理人弁護士の影響に関しては、偽造により悪用されるおそれがあり、公にすることにより、犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号に該当するため、不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成30年2月13日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年3月2日 | 審議 |
| ④ 同年5月16日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 同月31日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、「平成28年特定番号行政文書一部不開示決定取消請求事件において特定地方裁判所に提出された裁判書類」を特定し、その一部を法5条1号、2号イ及び4号に該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

これに対して、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしてい

ることから、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書について

当審査会において見分したところ、本件対象文書は、原告Bが特定医薬部外品の製造販売会社及び販売会社を相手取って提起した損害賠償請求事件に関連して、原告Aが厚生労働大臣に対して法3条に基づき行った、特定医薬部外品の製造販売承認申請書の開示請求に対し、厚生労働大臣が行った一部開示決定について、その取消しを求めて提起された訴訟に関する文書一式であると認められる。

(2) 不開示情報該当性について

ア 別表の1欄に掲げる不開示部分①及び②について

当該部分は、原告A、原告B、医師及び医薬部外品販売会社の従業員に関する情報であり、それぞれ一体として法5条1号本文前段に規定する特定の個人を識別することができる情報に該当すると認められる。

次に、法5条1号ただし書該当性について検討すると、諮問庁において、当該部分に記載された情報を公にしている慣行はなく、また、外に公表慣行があると認めるべき事情も見当たらないことから、同号ただし書イに該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

さらに、法6条2項による部分開示の可否について検討すると、別表の3欄に掲げる部分には、原告Aを識別することができる記述等は含まれておらず、これを公にしても原告Aを特定することが可能であるとはいえないことから、原告Aの権利利益が害されるおそれがないと認められるので、開示すべきである。

その余の部分のうち、原告Aの郵便番号、住所、氏名、印影及び電話番号、原告Bの郵便番号、住所、氏名、通称、印影及び顔写真の一部、医師の氏名及び印影並びに医薬部外品販売会社の従業員（担当者）の氏名は、個人識別部分であることから、部分開示の余地はなく、その余の原告Aに係る取扱局名、郵便番号、電話番号及び特定地域図書館の名称並びに原告Bの検査詳細情報、受診医療機関名、勤務先、自宅所在地、医療機関の住所及び医療機関名は、関係者等一定範囲の者には、当該個人を特定する手掛かりとなり得るものであることから、個人の権利利益を害するおそれがないとは認められず、部分開示できない。

したがって、不開示部分①のうち、別表の3欄に掲げる部分は、法5条1号に該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同号

に該当し、不開示とすることが妥当であり、また、不開示部分②は、同号に該当し、同条4号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 別表の1欄に掲げる不開示部分③について

当該部分には、原告Bが提起した損害賠償請求事件における被告である医薬部外品製造販売会社及び医薬部外品販売会社の住所、名称、医薬部外品名等が記載されており、これらを公にすると、当該法人が原告Bから当該医薬部外品に関して損害賠償請求訴訟を提起されたことが明らかになると認められ、社会的イメージの低下を招き、求人活動等に影響を及ぼすおそれや取引先会社との間で信用を失うおそれがあるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 別表の1欄に掲げる不開示部分④について

当該部分は、代理人弁護士印の影であり、当該文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものとして、それにふさわしい形状をしているものと認められ、これを公にすると、当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、同条4号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ及び4号に該当するとして不開示とした決定については、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同条1号及び2号イに該当すると認められるので、同条4号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別表の3欄に掲げる部分は、同条1号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 原処分において不開示とされた部分	2 法5条該当号	3 開示すべき部分
不開示部分① <ul style="list-style-type: none"> ・ 原告A（又は開示請求者，異議申立人，特定個人，不服申立人）に係る郵便番号，住所，氏名，電話番号，郵便局の問い合わせ番号，取扱局名，郵便番号，都道府県名の記載及び電話番号並びに特定地域図書館の名称 ・ 原告B（又は患者，上告人，申立人，控訴人）に係る郵便番号，住所，氏名，通称，顔写真の一部，検査詳細情報，受診医療機関名，勤務先及び自宅所在地 ・ 医療機関に係る住所，医療機関名及び医師の氏名 ・ 医薬部外品販売会社の従業員（担当者）の氏名 	1号	原告A（又は開示請求者，異議申立人，特定個人，不服申立人）に係る郵便局の問い合わせ番号及び都道府県名
不開示部分② <ul style="list-style-type: none"> ・ 原告A，原告B及び医師の印影 	1号及び4号	なし
不開示部分③ <ul style="list-style-type: none"> ・ 医薬部外品製造販売会社に係る業者コード，管理番号，郵便番号，住所，名称（略称を含む。），事業所名，代表者氏名，担当者の氏名，所属部課名，電話番号及びFAX番号，許可番号，許可年月日及び医薬品承認情報CSVファイル掲載年月日及び再提出情報のシステム受付番号並びに医薬部外品の販売名，承認情報，承認番号，製造販売承認年月日及び商品外觀写真 ・ 医薬部外品販売会社の郵便番号，住所，名称（通称及び略称を含む。）及び代表者氏名 	2号イ	なし
不開示部分④ <ul style="list-style-type: none"> ・ 代理人弁護士の印影 	2号イ及び4号	なし

（注）本表は，本件対象文書を見分した結果を踏まえ，諮問庁の理由説明書に添付された別表の内容を当審査会において整理したものである。